

# 学生協ニュース

No.40

東 北 大 学  
(東北大学学生生活協議会広報委員会)

## 「学生自治会」等による金銭の徴収について

本学では、入学時に、入学料と授業料のほかに、東北大学学友会費、学生教育研究災害傷害保険料等を納入していただくことになっていて、これらは学園生活を有意義なものにするための経費として大学が責任を持って管理しております。

ところが、こうした大学公認のものとは別に「東北大学学生自治会」と称する団体等が毎年、入学手続きに必要な経費と誤解しやすい表現を用いて、金銭を徴収しているため、学生や保護者から大学に対して抗議や苦情が寄せられています。その中には、半ば強制的に徴収されたとして、苦情の申し立てのため学務部の事務窓口を訪ねてきたり、クラスの「自治委員」に「自治会費」の返還を求める事例が幾たびもありました。

「東北大学学生自治会」と称する団体の徴収行為には大学は、一切関与しておりません。このような経費は、入学手続きには必要ありませんので、十分注意してください。

新入生に対しては、これらのことについて別途全員に周知しておりますが、一般学生諸君も学生団体等から金銭支払いの依頼があった場合には、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処してください。

なお、学生諸君が支払いのことで判断に迷った場合、また執拗な依頼・勧誘などがあつたとしても、その場で支払うことはせずに、支払い依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学の学務部学生課 {電話 022-217-7818 (川内北キャンパス) 又は 022-217-5007 (片平キャンパス)} に問い合わせるようにしてください。